

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年1月6日から令和2年1月24日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部 保険年金課、健康課

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和元年11月30日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。なお、休日診療所、障害者歯科診療所及び佐久島診療所については、現地にて施設等の管理状況の確認を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 保険年金課

ア 契約事務において、契約締結何いに1者と随意契約をする理由が記載されていないものや不明確なものがあった。

事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。 【地方自治法施行令第167条の2第1項】

イ 文書取扱い事務において、主査が専決者であるにもかかわらず、課長補佐が専決者となっていたものが散見された。

決裁規程に則った適正な事務を遂行されたい。 【決裁規程第8条】

ウ 情報セキュリティ事務において、USBメモリ等外部記憶媒体使用記録簿が作成されていなかった。

情報セキュリティポリシーに基づき定められた取扱い手順を十分確認し、適正な事務を遂行されたい。 【USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順】

(2) 健康課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された。【地方自治法施行令第167条の2第1項】

(イ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた再委託承認申請書を受けていたにもかかわらず、承認の決裁をしていないものがあつた。【特記仕様書第7条第2項】

(ウ) 清掃業務委託契約書第2条第2項で、業務の範囲及び業務処理基準は、基準書に定めることとなっているが、基準書が作成されていなかった。【契約書第2条第2項】

イ 渡船回数券の受払簿（出納簿）が作成されていなかった。

受払簿を作成し、確実な管理体制を構築されたい。【物品管理要綱第10条】